

231 「学徒勤労令公布」抄録

〔昭和十九年八月〕

〔注記1〕 昭和十九年八月七日 内閣書記官長 花押（星野） 内閣書記官 印（福田） 印（三橋） 印（佐藤） 印（横江） 印（岩倉）

〔注記2〕

内閣総理大臣 花押（小磯） 法制局長官 印

外務大臣 花押（重光） 海軍大臣 花押（米内） 大東亜大臣 花押（重光） 町田国務大臣 花押（町田）

内務大臣 花押（大達） 司法大臣 花押（松坂） 農商大臣 花押（鳥居） 兒玉国務大臣 花押（兒玉）

大蔵大臣 花押（石渡） 文部大臣 花押（三宮） 軍需大臣 印（東条） 緒方国務大臣 花押（緒方）

陸軍大臣 花押（杉山） 厚生大臣 花押（広田） 運輸通信大臣 花押（前田）

〔注記3〕

別紙内務文部厚生軍需四大臣請議学徒勤労令制定ノ件ヲ審査スルニ右ハ相当ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通閣議決定セラレ可然ト認ム

勅令案

朕学徒勤労令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和十九年八月二十一日

内閣総理大臣

内務大臣

文部大臣

厚生大臣

軍需大臣

勅令第(加筆・朱書)五百十八号

呈案附箋ノ通

(注記4) 発総八〇号

(注記5) 学徒勤労令制定ノ要ヲ認メ別紙案ヲ具シ閣議ヲ請フ

昭和十九年七月二十七日

文部大臣 二宮治重 印
内務大臣 大達茂雄 印
厚生大臣 廣瀬久忠 印
軍需大臣 藤原銀次郎 印

(注記6) 内閣総理大臣 小磯國昭殿

(抹消)学(抹消)徒(抹消)勤(抹消)勞(抹消)令

第一条 国家総動員法第五条ノ規定ニ基ク学徒(国民学校

(初等科)及之ニ準ズベキモノノ(児童)及

(青年)学校生徒ヲ除クノ勤勞協力及之ニ關連スル教

職員ノ勤勞協力(以下学徒勤勞ト總稱ス)ニ關スル命令並ニ

同法第六条ノ規定ニ基ク学徒勤勞ヲ為ス者ノ使用又ハ従業条

件ニ關スル命令ニシテ学徒勤勞ヲ受クル者ニ對スルモノニ付

テハ当分ノ内本令ノ定ムル所ニ依ル

第二条 学徒勤勞ハ教職員及学徒ヲ以テスル隊組織(以下学校

報國隊ト稱ス)ニ依ルモノトス但シ命令ヲ以テ定ムル特別ノ

場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ学校報國隊ニ依ラザルコ

トヲ得

第三条 学徒勤勞ニ當リテハ勤勞即教育タラシムル様力ムルモ

ノトス

第四条 学徒勤勞ハ国、地方公共団体又ハ厚生大臣若ハ地方長

官(東京都ニ在リテハ警視總監)ノ指定スル者ノ行フ命令ヲ

以テ定ムル総動員業務ニ付之ヲ為サシムルモノトス

第五条 引続キ学徒勤勞ヲ為サシムル期間ハ一年以内トス

第六条 学校報國隊ニ依ル学徒勤勞ニ付其ノ出勤ヲ求メントス

ル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ文部大臣又ハ地方長官ニ之ヲ請

求又ハ申請スベシ学校ノ校地、校舍、設備等ヲ利用シテ為ス

学校報國隊ニ依ル学徒勤勞ニ付亦同ジ

第七条 前条ノ規定ニ依ル請求又ハ申請ハ厚生大臣又ハ地方長

官(東京都ニ在リテハ警視總監)ガ割当(加筆・朱書)タル人員ノ範

囲内ニ於テ之ヲ為スモノトス但シ命令ヲ以テ定ムル特別ノ場

合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第八条 文部大臣又ハ地方長官第六条ノ規定ニ依ル請求又ハ申

請アリタル(場合)ハ(加筆・朱書)特別ノ事情アル場合ヲ除クノ

外学校長ニ對シ学徒勤勞ヲ受クベキ者、作業ノ種類、学徒勤

勞ヲ為スベキ場所及期間並ニ所要人員數其ノ他必要ナル事項

ヲ指定シテ学校報國隊ノ出勤ニ關シ必要ナル措置ヲ命ズルモ

ノトス

第九条 前条ノ措置ヲ命ゼラレタル学校長ハ命令ノ定ムル所ニ

依リ学校報國隊ニ依ル学徒勤勞ヲ為スベキ者ヲ選定シ其ノ選

定アリタル旨ヲ本人ニ通知シ学徒勤勞ニ關シ必要ナル事項ヲ

第十条 命令ヲ以テ定ムル特別ノ場合ニ於テハ第六條ノ規定ニ依ル請求又ハ申請ハ之ヲ当該学校長ニ為スモノトス

前項ノ場合ニ於テ学校長ハ特別ノ事情アル場合ヲ除クノ外直ニ前條ニ規定スル措置ヲ為スモノトス

第十一条 前二條ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタル者ハ同條ノ規定ニ依ル指示ニ從ヒ学校報國隊ニ依ル学徒勤勞ヲ為スベシ

第十二條 文部大臣又ハ地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ特別ノ事情アル場合ニ於テハ学校報國隊ニ依ル学徒勤勞ニ全部又ハ一部ノ停止ニ関シ必要ナル措置ヲ為スコトヲ得

第十三條 隊長タル学校長又ハ教職員ハ当該学校報國隊ノ隊員ノ学徒勤勞ニ関シ其ノ隊員ヲ指揮監督ス

第十四條 文部大臣又ハ地方長官ハ学徒勤勞ヲ受クル工場〔抹消事業〕〔加筆・朱書法制局〕等ノ職員ニ対シ学徒勤勞ノ指導ニ関スル事務ヲ囑託ス〔抹消ル〕〔加筆・朱書法制局〕得

第十五條 学徒勤勞ニ要スル經費ハ命令ノ定ムル所ニ依リ特別ノ事情アル場合ヲ除クノ外学徒勤勞ヲ受クル者之ヲ負担スルモノトス

第十六條 厚生大臣（軍需省所管企業ニ於ケル勤勞管理及給与ニ関スル事項ニ付テハ軍需大臣）及文部大臣又ハ地方長官（東京都ニ在リテハ警視總監ヲ含ム）必要アリト認ムルトキハ国家総動員法第六條ノ規定ニ基キ学徒勤勞ヲ受クル事業主ニ対シ学徒勤勞ヲ為ス者ノ使用又ハ従業条件ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

学徒勤勞ヲ為ス者ガ業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於ケル本人又ハ其ノ遺族ノ扶助ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十七條 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ学徒勤勞ヲ為サシメザルモノトス但シ学徒勤勞ヲ為ス者ニシテ第三号ニ該当スルニ至リタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一 陸海〔抹消軍人〕〔加筆・朱書法制局〕ニシテ現役中ノモノ（未ダ入營セザル〔抹消者〕〔加筆・朱書法制局〕及召集中ノモノ（召集中ノ身分取扱ヲ受クル〔抹消者〕〔加筆・朱書法制局〕ヲ含ム）

二 徴用中ノ〔抹消者〕〔加筆・朱書法制局〕

三 陸軍大臣若ハ海軍大臣ノ所管ニ属スル官衙（部隊及学校ヲ含ム）又ハ厚生大臣ノ指定スル工場〔抹消事業〕〔加筆・朱書法制局〕場其ノ他ノ場所ニ於テ軍事上必要ナル総動員業務ニ従事スル者

四 法令ニ依リ拘禁中ノ者

第十八條 左ノ各号ノ一ニ該当スル〔抹消者〕〔加筆・朱書法制局〕ニ依リ場合ヲ除クノ外学徒勤勞ヲ為サシメザルモノトス

一 厚生大臣ノ指定スル総動員業務ニ従事スル〔抹消者〕〔加筆・朱書法制局〕

二 其ノ他厚生大臣ノ指定スル〔抹消者〕〔加筆・朱書法制局〕

第十九條 文部大臣又ハ地方長官〔抹消者〕〔加筆・朱書法制局〕ハ命令ノ定ムル所ニ依リ学徒勤勞ニ関シ学校長又ハ学徒勤勞ヲ為ス者若ハ学徒勤勞ヲ受クル事業主ヲ監督ス

第二十條 文部大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ学徒勤勞ニ関スル文部大臣ノ職權ノ一部ヲ地方行政協議会長（戰時行政職權

特例第六条ノ都庁府県長官ヲ謂フ）ヲシテ行ハシムルコトヲ得

第二十二(抹消)条 第(加筆・朱書)〔印〕条 第六條乃至第十二條ノ規定ハ学校報

国隊ニ依ラズシテ為ス学徒勤勞ニ之ヲ準用ス

第二十二(抹消)条 学徒勤勞ニハ国民勤勞報国協力令ハ之ヲ適用セズ

第二十三(抹消)〔加筆・朱書〕(法制局)条 第十六條及第十九條ノ規定ハ事業主タル

国及都道府県ニハ之ヲ適用セズ

第二十四(抹消)〔加筆・朱書〕(法制局)〔印〕条 本令〔印〕中ニ於テ学徒ト称スルハ文部大

臣ノ(抹消)〔諸〕(加筆・朱書)〔印〕所轄ニ属スル学校ノ学徒ヲ謂ヒ学校ト称スルハ

第十七條第三号ノ場合ヲ除クノ外文部大臣ノ所轄ニ属スル学校

校ヲ謂ヒ学校長ト称スルハ文部大臣ノ所轄ニ属スル学校ノ長

ヲ謂フ

第二十五(抹消)〔法制局〕条 第二十四條ノ規定ハ朝鮮及台湾ニハ之ヲ適用セズ

ズ

第四條、第七條、第十六條乃至第十九條中厚生大臣トアリ又

ハ文部大臣トアルハ樺太ニ在リテハ樺太庁長官、朝鮮ニ在リ

テハ朝鮮総督、台湾ニ在リテハ台湾総督トシ地方長官トアル

ハ朝鮮ニ在リテハ道知事、台湾ニ在リテハ州知事又ハ厅长ト

ス

第六條、第八條、第十二條及第十四條中文部大臣トアルハ樺

太ニ在ル学校ノ学徒ニ関シテハ樺太庁長官、朝鮮ニ在ル学校

ノ学徒ニ関シテハ朝鮮総督、台湾ニ在ル学校ノ学徒ニ関シテ

ハ台湾総督トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在ル学校ノ学徒ニ関

シテハ道知事、台湾ニ在ル学校ノ学徒ニ関シテハ州知事又ハ厅长トス

第二十三(加筆・朱書)〔法制局〕条 前條ノ規定ハ朝鮮及台湾ニハ之ヲ適用セズ

第六條、第八條、第十二條及第十四條中(抹消)〔文部大臣トアルハ

ノ学徒ニ関シテハ〕朝鮮総督、台湾ニ在ル学校ノ学徒ニ関シ

テハ台湾総督トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在ル学校ノ学徒ニ

関シテハ道知事、台湾ニ在ル学校ノ学徒ニ関シテハ州知事又

ハ厅长トス

前項ノ場合ヲ除クノ外本令中厚生大臣トアリ又ハ文部大臣

トアルハ(抹消)〔トアルハ〕朝鮮ニ在リテハ朝

鮮〕総督、台湾ニ在リテハ台湾総督トシ地方長官トアルハ朝

鮮ニ在リテハ(抹消)〔道知事〕台湾ニ在リテハ州知

事又ハ厅长トス

本令中都道府県トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、台湾ニ在リテハ

州又ハ厅长トス

第二十四(加筆・朱書)〔法制局〕条 学徒勤勞ニハ国民勤勞報国協力令ハ之ヲ適用

セズ

第二十五(抹消)〔法制局〕〔印〕条 本令ニ規定スルモノノ外(抹消)〔学校報〕国隊

ニ依ル〕学徒勤勞ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ国民勤勞報国協力令ニ依リテ為ス学校在学者

ノ国民勤勞報国(加筆・朱書)〔印〕隊ニ依ル〕協力ハ之ヲ本令ニ依ル学徒勤勞ト

ス

申請スベキモノトスルコト学校ノ校地、校舍等ヲ利用シテ為ス学校報国隊ニ依ル学徒勤勞ニ付亦同ジキモノトスルコト

前項ノ請求又ハ申請ハ厚生大臣又ハ地方長官（東京都ニ在リテハ警視總監）ガ割当テタル人員ノ範囲内ニ於テ之ヲ為スモノトスルコト

但シ命令ヲ以テ定ムル特別ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラザルモノトスルコト

第六 文部大臣又ハ地方長官第五ノ請求又ハ申請アリタルキハ特別ノ事情アル場合ヲ除クノ外学校長ニ対シ出勤命令ヲ発スルモノトスルコト

第七 第六ノ出勤命令ヲ受ケタル学校長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ学校報国隊ニ依リ学徒勤勞ヲ為スベキ者ヲ選定シ其ノ選定アリタル旨ヲ本人ニ通知シ学徒勤勞ニ関シ必要ナル事項ヲ指示スベキモノトスルコト

第八 命令ヲ以テ定ムル特別ノ場合ニ於テハ第五ニ依ル請求又ハ申請ハ之ヲ当該学校ノ学校長ニ為スモノトスルコト此ノ場合ニ於テハ学校長ハ特別ノ事情アル場合ヲ除クノ外直ニ第七ニ規定スル措置ヲ為スモノトスルコト

第九 第七又ハ第八ニ依ル通知ヲ受ケタル者ハ第七又ハ第八ニ依ル指示ニ従ヒ学校報国隊ニ依ル学徒勤勞ヲ為スベキモノトスルコト

第十 文部大臣又ハ地方長官ハ特別ノ事情アル場合ニ於テハ学校報国隊ニ依ル学徒勤勞ノ全部又ハ一部ノ停止ノ措置ヲ講ズルコトヲ得ルモノトスルコト

第十一 隊長タル学校長又ハ教職員ハ当該学校報国隊員ノ学徒勤勞ニ関シ其ノ隊員ヲ指揮監督スルモノトスルコト

第十二 文部大臣又ハ地方長官ハ学校報国隊ニ依ル学徒勤勞ヲ受クル工場事業場ノ職員ニ対シ学徒勤勞ノ指導ニ関スル事務ヲ囑託スルコトヲ得ルモノトスルコト

第十三 学校報国隊ニ依ル学徒勤勞ニ要スル経費ハ命令ノ定ムル所ニ依リ特別ノ事情アル場合ヲ除クノ外其ノ学徒勤勞ヲ受クル者之ヲ負担スルモノトスルコト

第十四 主務大臣又ハ地方長官（東京都ニ在リテハ警視總監ヲ含ム）必要アリト認ムルトキハ学校報国隊ニ依ル学徒勤勞ヲ受クル者ニ対シ其ノ学徒勤勞ヲ為ス者ノ使用又ハ従業条件ニ関シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得ルモノトスルコト

学校報国隊ニ依ル学徒勤勞ヲ為ス者又ハ其ノ者ノ遺族ノ扶助ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ定ムルコトヲ得ルモノトスルコト

第十五 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ学校報国隊ニ依ル学徒勤勞ヲ為サシメザルモノトスルコト

一 陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ（未ダ入營セザル者ヲ除ク）及召集中ノモノ（召集中ノ身分取扱ヲ受クル者ヲ含ム）

二 現ニ徴用中ノ者

三 陸軍大臣若ハ海軍大臣ノ所管ニ属スル官衙（部隊及学校ヲ含ム）又ハ厚生大臣ノ指定スル工場事業場其ノ他ノ場所ニ於テ軍事上必要ナル総動員業務ニ従事スル者

四 法令ニ依リ拘禁中ノ者

第十六 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ志願ニ依ル場合ヲ除クノ

外学校報国隊ニ依ル学徒勤勞ヲ為サシメザルモノトスルコト

一 現ニ厚生大臣ノ指定スル総動員業務ニ従事スル者

二 其ノ他厚生大臣ノ指定スル者

第十七 文部大臣又ハ地方長官ハ学校報国隊ニ依ル学徒勤勞ニ

関シ学校長又ハ学校報国隊ニ依ル学徒勤勞ヲ為ス者若ハ其ノ

学徒勤勞ヲ受クル者ヲ監督スルモノトスルコト

第十八 文部大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ学校報国隊ニ依ル学

徒勤勞ニ関スル文部大臣ノ職權ノ一部ヲ地方行政協議会長

(戰時行政職權特例第六條ノ都庁府県長官ヲ謂フ) ヲシテ行

ハシムルコトヲ得ルモノトスルコト

第十九 本要綱第三以下ニ定ムル事項ハ第一ニ依リ隊組織ニ依

ラズシテ為^(加藤)〔ス〕学徒勤勞ニ準用スルモノトスルコト

第二十 学徒勤勞ニシテ本要綱ニ依ルベキモノニ付テハ国民勤

勞報国協力令ハ之ヲ適用セザルモノトスルコト

第二十一 本制度ハ必要ニ応ジ前各号ニ準ジ各外地ニモ之ヲ実

施スルモノトスルコト

(注記1)

〔文甲四〇〕^(朱書) / ^(佐野) 昭和十九年八月九日裁可
昭和十九年八月二十三日公布

(注記2)

〔圖〕

(注記3)

〔簿冊内件名番号〕

(注記4)

〔法制局文第三五号 / 本案説明者同 文部書記官中根秀雄^(佐藤)
昭和十九年八月四日 西崎 恵^(印) /

再提出 / 内閣官房総務課 19・8・3 文書 / 荒木

(注記5)

〔法制局〕^(佐藤)

(注記6)

〔文甲四〇〕^(朱書)

(注記7)

〔參照〕^(朱書)

(注記8)

〔參照〕^(朱書)

(注記9)

〔極秘〕

〔公文類集 第六十八編 卷七十二
昭和十九年 軍専門六 國家總
動員四〕
2A. 13. ②2870